

多賀城市障害者虐待防止マニュアル

平成29年6月

保健福祉部社会福祉課

はじめに

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が平成24年10月1日から施行されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、虐待防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

障害者虐待は、特定の人や家庭、施設等で起こっていることではなく、どこの場面でも起こりえる問題です。虐待を防ぐためには、一人ひとりが身近な問題としてとらえ、早期発見や早期対応に努めることが大切です。

そこで多賀城市では、早期発見や早期対応を図る観点から、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応（平成28年4月）」を基本とした「多賀城市障害者虐待防止マニュアル」を作成いたしました。このマニュアルをご活用いただき、障害者の尊厳が守られるよう、ご支援ご協力をお願いいたします。

目次

I	障害者虐待防止と対応の基本	1
1	障害者虐待とは	2
(1)	「障害者虐待」の定義	2
(2)	障害者虐待の種類	2
(3)	障害者虐待の主な区分と具体例	3
2	障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	4
(1)	国及び地方公共団体の責務	4
(2)	国民の責務	4
(3)	保健・医療・福祉等関係者の責務	4
3	障害者虐待の防止等に向けた基本的視点	6
(1)	虐待の発見	6
(2)	障害者虐待発見チェックリスト	6
4	虐待通報及び対応の流れについて	8
(1)	通報のしかた	8
(2)	通報する際の確認事項	9
(3)	障害者虐待・通報後の流れ	11
II	虐待防止への取り組みについて	12
1	障害者虐待のとらえ方について	13
(1)	虐待と不適切なケア	13
(2)	虐待を予防・早期発見するため	13
2	身体拘束について	14
(1)	身体拘束とは	14
(2)	身体拘束としての行動制限について	14
3	虐待防止のための取り組みについて	14
(1)	風通しの良い職場づくり	14
(2)	虐待防止のための具体的な環境整備	15
4	成年後見制度等の活用について	15
5	まもりーぶ（みやぎ地域福祉サポートセンター）について	16
(1)	まもりーぶとは	16
(2)	サービス利用の対象者	16
(3)	サービスの概要	16
6	相談機関一覧	18
(1)	宮城県高齢者総合相談センター（相談無料）	18

(2) 多賀城市社会福祉協議会	18
(3) 行政における相談	19
(4) 多賀城市以外の相談窓口	20
(5) 仙台公証人会公証役場	20
(6) 仙台総合行政相談所（行政困りごと相談所）	21

I 障害者虐待防止と対応の基本

1 障害者虐待とは

(1) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。

また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア) 養護者による障害者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及びウ) 使用者による障害者虐待に分け(第2条第2項)、同法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。

(2) 障害者虐待の種類

ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。

また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。他、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者虐待の通報や通報については、児童虐待防止法が適用されます。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて「高齢者虐待防止法」が適用されます。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

また、障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含みます。

ウ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のたために行為をする者」と定義されています。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず

(18歳未満や65歳以上でも)

障害者虐待防止法が適用されます。



(3) 障害者虐待の主な区分と具体例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交・裸にする・更衣やトイレ等の場面ののぞいたり映像や画像を撮影する ・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・性器への接触・性的行為を強要する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる ・人格をおとしめるような扱いをする・子ども扱いする ・話しかけているのに意図的に無視する・仲間に入れない・悪口を言う
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させたり、不当な状況を継続すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない・学校に行かせない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない・必要な福祉サービスを受けさせない ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する・行動を制限する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分又は運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない又は使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

2 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ア 関係機関の連携強化、支援等の体制整備（第4条第1項）
- イ 人材の確保と資質向上のための研修等（第4条第2項）
- ウ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第4条第3項）
- エ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（第42条）
- オ 成年後見制度の利用の促進（第44条）

(2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第5条）。

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条第2項）。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
 - ・障害者福祉施設従事者、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等
- これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第6条第3項）。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

ア 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

イ 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備等の使用者による障害者虐待防止等のための措置（第21条）

ウ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第29条）

エ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第30条）

才 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第31条）



虐待は立派な
犯罪です



虐待行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強姦罪、第178条準強制わいせつ、準強姦罪
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪。

3 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 虐待の発見

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えられないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

(2) 障害者虐待発見チェックリスト

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつぎ等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす

- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人^{ビ・アット・エー}PandA-J）を参考に作成

4 虐待通報及び対応の流れについて

(1) 通報のしかた

障害者虐待発見チェックリスト（P6～7 参照）にあるような事例により、障害者が虐待を受けていると思われる場合には、ためらわず、市通報窓口へ連絡（通報）してください。



障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【多賀城市保健福祉部社会福祉課障害福祉係】

電話：022-368-1141（内線167～168）

FAX：022-368-1747

E-mail：syougai@city.tagajo.miyagi.jp



(2) 通報する際の確認事項

通報する際は次の点について連絡してください。

1 障害者の状況

- 障害者本人の氏名、住所、連絡先
- 障害者本人の心身の状況、意思表示能力

2 虐待の状況

- 虐待の種類や程度
- 虐待の具体的な状況
- 虐待の経過
- 緊急性の有無
- 虐待の場所、日時、回数

3 虐待者と家族の状況

- 虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
- その他の家族の関係

4 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- 障害福祉サービス等の利用の有無
- 家族にかかわりある関係者の有無

5 通報者の情報

- 氏名、連絡先、障害者
- 養護者との関係等

*これらが確認できなければ通報できないということではありません。わかる範囲でお話ししてください。

<参考>

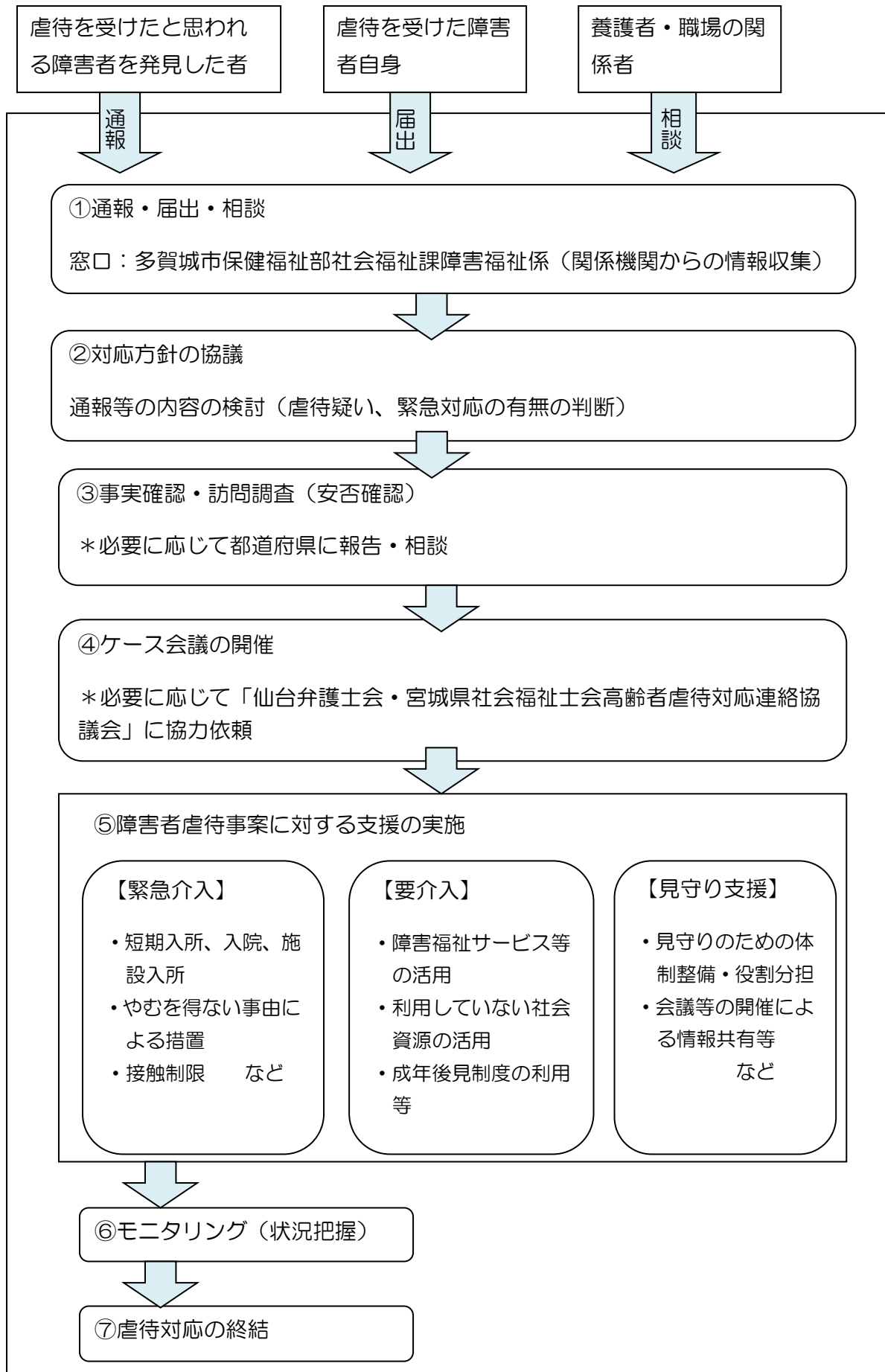
【緊急性が高いと判断できる状況(例)】

- ◆生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、又は予測される。
 - 骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷
 - 極端な栄養不良、脱水症状
 - 「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
 - 器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施又は脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される
 - 虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される
- ◆障害者本人が保護を求めている
 - 障害者本人が明確に保護を求めている

【保護・分離にあたっての注意事項】

- ◆ポイント
 - 生命や身体にかかわる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くことが予想される場合、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合は、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。
 - 場合によっては、障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに関係機関に連絡し必要に応じて、医療機関や警察に通報を行います。
 - 事案によっては、迅速な対応が必要です。夜間、休日に関わりなく、できるかぎり速やかな対応を行います。
 - 保護・分離の必要性は、対応方針検討会議等を通じ、できる限り客観的・慎重に判断し、組織として決定します。
 - 特別な医療ケアの必要な人の分離にあたっては服薬状況などの情報収集に努めます。
 - 本人の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、分離手段を検討します。
 - ・ 契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所など）
 - ・ やむを得ない事由による措置（短期入所、施設入所など）
 - ・ 医療機関への一時入院
 - ・ 地域生活支援拠点センターへの緊急ショート

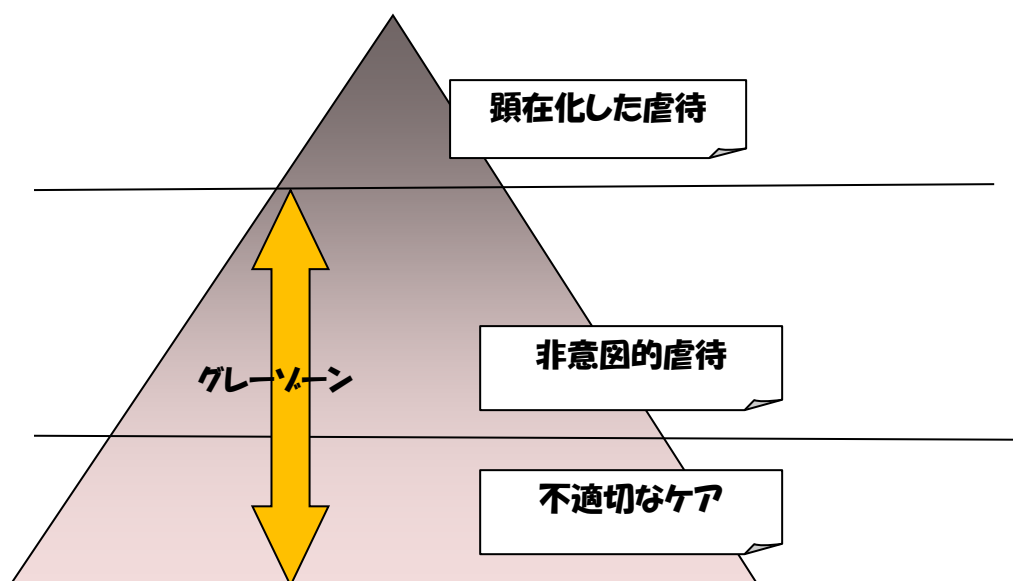
(3) 障害者虐待・通報後の流れ



Ⅱ 虐待防止への取り組みについて

1 障害者虐待のとらえ方について

(1) 虐待と不適切なケア



明確に「虐待である」と判断できるような行為の周辺には、判断に迷うような「グレーゾーン」が存在します。顕在化する虐待は突然起こるとは考えにくく、図のようにグレーゾーン及び根底にある日頃の「不適切なケア」の積み重ねによるものです。「不適切なケア」の段階で発見し、将来の虐待の芽を摘む取り組みが大切です。

(2) 虐待を予防・早期発見するため

障害者虐待は、家庭内や事業所、職場内など閉ざされた環境で行われることが多く、本人・家族ともに事実を隠してしまうこともあるため、周囲から発見しにくい状況にあります。

しかし虐待を予防していくためには、日頃から「いつでも虐待が発生する可能性がある」という視点を持ち、あらゆるサインを見逃すことなく、早期対応につなげていくことが大切です。

虐待が起きる理由は様々で、虐待者が全て悪いと言えない場合があります。障害者虐待防止法は虐待を行っている者を処罰する法律ではありません。障害の状況や本人や家族をとりまく環境について理解し、さりげないねぎらいや気遣いも虐待防止に効果があります。

2 身体拘束について

(1) 身体拘束とは

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

＜身体拘束の具体例として、次の行為が該当すると考えられています。＞

- ① 車いすやベットに縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を着せる
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神病薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する など

(2) 身体拘束としての行動制限について

特に行動障害のある障害者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく、自分自身を強く叩き続ける等の行動がある時には、やむを得ず居室に隔離する、身体を拘束する等の行動制限をせざるを得ない場合があると思われれます。その場合であっても、行動制限の必要性について慎重に判断し、適切な手続きを踏み、その範囲は最小にしなければなりません。

しかし職員の知識や支援技術が十分でない場合、対応方法がわからずに行動制限に頼ってしまい、それが日常化し、「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれかにも該当しなくなり、いつも間にか身体的虐待を続けている状態に陥りかねません。いわゆる支援者は「問題行動」に対処するため行動制限を繰り返した結果、本人の自尊心は傷つき恐怖を感じ、さらに強い「問題行動」につながるという悪循環に陥ることにつながります。

そのため支援者は、職員の知識や支援技術を高め、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

3 虐待防止のための取り組みについて

障害者福祉施設等の従事者が虐待防止のために取り組むべき内容は、厚生労働省による「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」にまとめられています。ここでは手引きの一部を紹介します。

(1) 風通しの良い職場づくり

支援の悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制、小さな気づきを組織内で情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要です。

また、管理者は職員のストレスも虐待を生む一因であることを踏まえ、職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。

(2) 虐待防止のための具体的な環境整備

虐待の未然防止のため講じる具体的な環境整備は、次のようなものがあります。

- 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
- 職員へのストレスチェック制度の導入と職場環境の適正化
- 苦情解決制度の活用
- サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ボランティアや実習生の受入れと地域交流
- 成年後見制度や日常生活支援事業の利用

4 成年後見制度等の活用について

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申立を行います。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

【参考】成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です

法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上的の障害により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上的の障害により判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上的の障害により常に判断能力を欠く状態にある人

* 「精神上的の障害」とは、認知症、知的障害、精神障害等。

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等から選任されます。

任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者等の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

* 虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないと思われます。

5 まもりーぶ（みやぎ地域福祉サポートセンター）について

（1）まもりーぶとは

まもりーぶとは「まもる（守る）」と「びりーぶ（信じる）」を組み合わせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害・精神障害のある方で、日常的に不安をおもちの方の様々なご相談に応じ暮らしのサポートをするものです。

この事業は宮城県社会福祉協議会と多賀城市社会福祉協議会が連携して実施しています。実際に利用する場合には、多賀城市社会福祉協議会を通じて、宮城県社会福祉協議会と利用契約の締結が必要です。

（2）サービス利用の対象者

自分に必要な福祉サービスを選択したり、利用するための契約を結んだり、利用料金の支払いなどをひとりではできない（自信がない）方のサービスになり、在宅で生活している認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方が対象になります。

（3）サービスの概要

まもりーぶでは、「利用援助サービス」、「金銭管理サービス」、「あずかりサービス」の3つのサービスを提供しています。

ア サービス内容

サービス名	できます	できません
利用援助サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスなどの申し込みの代行、契約の代行 ●本人のために在宅サービスの利用契約を結んだり、サービス内容のチェック等 	<ul style="list-style-type: none"> ●買い物・洗濯・介護・看護・通院の付き添い ●施設入所、医療機関入院、住居確保に関する契約など
金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●公共料金、家賃などの支払の代行 ●日常的な生活費のための預貯金の払い戻しの代理等 	<ul style="list-style-type: none"> ●保証人になること ●高額な金融資産、不動産等の運用管理など
あずかりサービス （まもりーぶが契約している金融機関の貸金庫に大切な登録証、銀行届出印、通帳、証書などを保管します）	おあずかりできます	おあずかりできません
	<ul style="list-style-type: none"> ●普通・定期預貯金通帳、保険証書、実印、印鑑登録証、不動産登記済証書など 	<ul style="list-style-type: none"> ●株券、債権などの有価証券、遺言書、宝石、貴金属、絵画、彫刻など

イ サービス利用料金

(平成 29 年 6 月 1 日現在)

基本料金	1 か月/700 円	○基本料金は毎月かかります。 ○サービス料金とは、生活支援員がサービスを提供したときにかかる料金です。 *生活保護世帯は、申請により「サービス料金」が免除になります。
サービス料金	30 分/500 円	
書類等の預かりサービス料金 (賃金庫利用者のみ)	1 か月/300 円	*市町村民税非課税世帯は、申請により「サービス料金」が免除になる場合があります。
サービス提供にかかる旅費	走行距離に応じる	1~5 km なし 6~10 km 150 円、11~15 km 300 円

ウ 相談からサービス利用までの流れ

まもり一歩では、本人又は代理人からの利用申請を受け、「専門員」が必要な調査を行い、本人の意向を尊重しながら援助の内容や実施頻度等を記入した「支援計画」を作成のうえ契約を締結します。

その後契約に基づき「生活支援員」が援助活動を行います。

★まもり一歩相談窓口★

種類	相談員	相談日・相談時間		相談方法等
一般相談	センター相談員	月曜～金曜	9:00～ 16:00	面接・電話・ FAX

宮城県社会福祉協議会（みやぎ地域福祉サポートセンター）

電話 212-3388 FAX715-8507 仙台市青葉区本町 3-7-4

【成年後見制度とまもり一歩の関係について】

成年後見制度とまもり一歩は、共に認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない者を保護する仕組みです。

成年後見制度は、主に財産管理や契約締結（介護保険サービス、施設入所、医療など）などの法律行為を行うため、成年後見人等の選任を家庭裁判所に申し立てるものですが、まもり一歩は、比較的簡便な仕組み（社会福祉協議会との契約締結）により、福祉サービスの利用手続きの援助や代行等を行うもので、成年後見制度を補完する事業と位置づけられています。

なお、まもり一歩利用に際しては、本人が契約の内容について判断する能力を有していることが必要です。

【その他のサポート事業所】

名称	サポート内容	所在地
NPO 法人 財産管理サポート センター	親亡き後も財産の 管理・保管・出納	大和町吉田字上童子沢21 宮城県船形コロニー内 電話：022-347-0280
NPO りすシステム	保証人がいない、財産管理事 務、生活援助等、 任意後見・生前契約 公正証書（生前・死後事務含）	仙台市青葉区中央2-7-30 角川ビル606 電話：022-797-2072

6 相談機関一覧

(1) 宮城県高齢者総合相談センター（相談無料）

相談種別	相談員	相談内容	相談日時
相談受付	センター相談員	相談の予約受付 情報提供	月～金曜日 9:00～17:00
法律相談 （*要予約）	弁護士	財産、相続、遺言、離婚、金銭貸借、 契約トラブル、人権問題（DV・虐 待） 成年後見制度、その他	（偶数月） 第1・2・3金曜日 （奇数月） 第1・3金曜日 13:30～15:30
医療相談 （*要予約）	精神科医	認知症、うつ、こころの悩み、人間 関係、将来の不安など	第4木曜日 13:30～15:30
保健・介護 相談	保健師等	健康管理、保健衛生、家庭介護、福 祉サービス、その他	月～金曜日 9:00～17:00

電話 223-1165 仙台市青葉区本町3-7-4（宮城県社会福祉会館2階）

(2) 多賀城市社会福祉協議会

種類	場所	相談時間		相談方法等
心配ごと相談所	社会福祉センター 3階	毎週月曜日	10:00～ 15:00	面接・ 電話等
人権相談所	市役所2階 市民相談室	毎月第2月曜日	10:00～ 15:00	面接・ 相談等

電話 368-6300 多賀城市中央2丁目1-1

(3) 行政における相談

ア 市役所における相談

相談種別	相談内容	相談員	相談日・相談時間		相談方法
法律 (*要予約)	賃貸借・不動産・相続・離婚・その他法律全般(係争中・法人関係を除く)	弁護士	第3水曜日 (変更あり)	11:00~ 16:00	面接
市民	市民生活に関する相談	相談員	月~金曜日	8:30~ 17:00	電話 面接
行政	国や県・市の仕事に関する意見・要望・苦情等	行政 相談員	第2火曜日	10:00~ 15:00	面接 電話
消費生活	消費者被害や生活のトラブル・振込み詐欺等	専門 相談員	月~金曜日	8:30~ 17:00	面接 電話

生活環境課；法律相談のみ予約が必要。市民相談室 368-1141 内線 237

イ その他の市相談窓口 多賀城市役所 368-1141

相談内容	担当課等
市税	納税課・税務課
国民年金・国民健康保険	国保年金課
病気や診療所で受けた医療に関する相談	健康課
公害(大気・騒音・水質など)・ごみ問題	生活環境課
市営住宅	都市計画課
家庭・児童(子供の虐待、DV、離婚)	子育て支援課 (子供の虐待、DV、離婚)
成人の病気や健康について	健康課(保健師、栄養士)
認知症予防	介護福祉課(保健師) (*要予約)

(4) 多賀城市以外の相談窓口

相談内容	相談日時
消費生活	宮城県消費生活センター 電話 261-5161 平日：9:00～17:00 土日：9:00～16:00
女性相談（一般・法律） （＊要予約）	エル・ソーラ仙台相談支援係 電話 268-8041 原則面談相談（相談日時は予約時にご確認ください。） 予約時間 9:00～17:00（日・祝・休館日を除く）
性別による差別等に関する相談	エル・ソーラ仙台相談支援係 電話 268-8043 9:00～17:00（日・祝・休館日を除く）
少年相談電話 （ヤングテレホン）	宮城県警察本部 少年課 電話 222-4970 （年中無休24時間対応）
宮城県女性相談センター	DVを受けているなど支援を必要とする女性 （緊急一時保護等） 電話 256-0965 8:30～17:00（土・日・祝日を除く毎日）
女性被害	DVやストーカー被害でお困りの方 多賀城交番 電話 362-1934 8:30～17:00（土・日・祝日を除く毎日）
人権相談（法務局塩釜支局） 人権問題（家族関係、名誉、差別、酷使虐待、近隣関係、いじめなど）	人権擁護員が相談 毎週月～金曜日 8:30～17:15 みんなの人権110番：電話 0570-003-110 女性の人権ホットライン：電話 0570-070-810 子供の人権110番：電話 0570-070-110

(5) 仙台公証人会公証役場

公正証書作成手続き等の無料相談、遺言の相談には印鑑証明・印鑑が必要

機関名	所在地	電話番号
仙台合同公証人役場	仙台市青葉区二日町 16-15	022-222-8105
仙台一番町公証役場	仙台市青葉区一番町 2丁目 2-13	022-224-6148

(6) 仙台総合行政相談所（行政困りごと相談所）

藤崎一番町館6階（青葉区一番町3-4-1）

電話・FAX：263-6201

相談種別	相談内容	日時
行政一般	国や仕事やNTTなどの特殊法人の仕事に関する事	店休日を除く毎日 10:00~18:00
司法書士相談	人権、登記、供託、戸籍に関する事	第3木曜日 10:00~16:00
県政一般	宮城県の業務に関する事	第2火曜日 13:00~16:00
警察行政相談	交通・防犯・ストーカー・ふりこめ詐欺被害等警察業務に関する事	偶数月の 第3水曜日 10:00~16:00
税務相談	税理士による無料税務相談（予約優先）	第4水曜日 13:00~16:00
法律相談	弁護士による無料法律相談（予約優先）	第2土曜日 13:00~17:00
行政書士相談	遺言・遺産分割協議書等相続関係書類の作成、許認可等関係書類作成・申請手続等に関する事（予約優先）	第1土曜日 13:00~16:00
男女共同参画等の相談	男女共同参画に関わる各種相談	第1木曜日 第3月曜日 13:00~16:00
英語による相談	英語による暮らしの心配ごと相談 予約先：東北管区行政評価局行政相談課 022-262-7839	予約の際に 相談日を調整
借金の相談	借金の返済等に関する相談（予約優先） 予約先：東北財務局金融監督第三課 022-266-5703	第1・3金曜日 （祝日をのぞく）

※ 東北管区行政評価局（仙台第2合同庁舎11階）では、いつでも行政一般相談を受け付けています。

電話：0570-090110（行政苦情110番：全国共通番号）

Fax：262-7844

【参考・引用文献】

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

（平成28年3月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

（平成28年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

「松戸市障害者虐待防止マニュアル」

（平成28年8月 松戸市権利養護部会）

「障がい者虐待の理解と防止」

（平成28年3月 大阪市）

「障害者虐待防止マニュアル（概要版）」

（平成26年6月 彦根市）

多賀城市
障害者虐待防止マニュアル

編集・発行/多賀城市保健福祉部社会福祉課

〒985-8531

多賀城市中央2丁目1番1号

TEL 022-368-1141

FAX 022-368-1747

E-mail syougai@city.tagajo.miyagi.jp